

鹿 児 島 県 公 報

平成26年 4 月 4 日（金）第2996号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集登載事項）

ページ

告 示

- 保安林の指定予定 (森づくり推進課取扱い) 1
- 保安林の指定予定の通知 (森づくり推進課取扱い) 2
- 保安林の指定施業要件の変更 (森づくり推進課取扱い) 2
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止 (介護福祉課取扱い) 3
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止 (介護福祉課取扱い) 3
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止 (介護福祉課取扱い) 3
- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定 (障害福祉課取扱い) 3
- 漁船保険付保義務発生 (水産振興課取扱い) 4
- 漁船保険義務付保発起の届出及び指定漁船調書の縦覧 (水産振興課取扱い) 4
- 土地改良区の役員の就退任の届出 (農地整備課取扱い) 4
- 土地改良区の役員の就任の届出 (農地整備課取扱い) 4
- 県営土地改良事業の換地計画の決定（2件） (農地整備課取扱い) 5
- 公共測量の実施（2件） (監理課取扱い) 5
- 公共測量の終了（2件） (監理課取扱い) 6
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（3件） (鹿児島地域振興局取扱い) 6
(始良・伊佐地域振興局取扱い) 7

公 告

- 大規模小売店舗の新設に関する公告 (商工政策課取扱い) 7
- 鹿児島県職員採用試験公告 (総務課取扱い) 8

告 示

鹿児島県告示第394号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により，次のとおり保安林として指定する予定である。

平成26年 4 月 4 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
出水郡長島町獅子島字黒崎24番1，24番2，57番4，58番
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は，択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び長島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第395号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成26年4月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 保安林予定森林の所在場所

志布志市志布志町内之倉字中平2441番

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び志布志市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第396号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成26年4月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

霧島市国分上之段字マブシ谷2132番1, 2132番2, 2133番, 2139番1から2139番4まで, 字白尾谷2142番1, 2144番1, 2155番, 2168番2, 国分川内字高田川原2909番, 字廣見3074番4, 3075番9, 3082番1, 3082番3, 字阿摩里3119番, 字龍亭屋敷3644番9, 3644番10, 3646番2, 3648番1, 字仁田原3655番1, 3674番7, 字五戸口3690番2, 3694番丙, 3697番1, 3703番1, 3703番2（次の図に示す部分に限る。）、3703番4（国有林）、3703番5（次の図に示す部分に限る。）、3703番6, 3703番7（次の図に示す部分に限る。）、3704番26, 3704番68, 3704番69, 3705番1, 字猿ノ木場3707番1, 3707番3, 3731番（次の図に示す部分に限る。）、3735番1, 字蓑掛3739番34

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第397号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成26年4月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
デイサービス元 気庵もみのき	始良市池島町30 番地15ゼンケイ ビル	ゼンケイ総合企 画株式会社	始良市池島町30 番地15ゼンケイ ビル	内田 誠司	平成26年 2月28日	通所介護

鹿児島県告示第398号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成26年4月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定居宅介護支援事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
脇本病院	阿久根市脇本 9093番地2	医療法人互舎会	阿久根市脇本 9093番地2	松元 寛仁	平成26年 3月31日	居宅介護 支援
居宅介護支援事 業所つばき	出水郡長島町川 床1201番地	特定非営利活動 法人北薩ネット ワーク	薩摩郡さつま町 宮之城屋地2818 番地	別府 克己	平成26年 3月31日	居宅介護 支援

鹿児島県告示第399号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成26年4月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
デイサービス元 気庵もみのき	始良市池島町30 番地15ゼンケイ ビル	ゼンケイ総合企 画株式会社	始良市池島町30 番地15ゼンケイ ビル	内田 誠司	平成26年 2月28日	介護予防 通所介護

鹿児島県告示第400号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

平成26年4月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

医師の氏名	従事する病院又は診療所		担当する診療科 目	指定年月 日
	名称	所在地		
松岡 良典	松岡救急クリニック	南九州市川辺町永田 4164-8	整形外科	平成26年 3月27日

大牟禮 健太	出水郡医師会広域医療センター	阿久根市赤瀬川4513	循環器科	平成26年 3月27日
岩下 祐司	出水総合医療センター	出水郡明神町520	消化器科	平成26年 3月27日
小山田 美紀	社会福祉法人恩賜財団済生会川内病院	薩摩川内市原田町2番46号	内科	平成26年 3月27日
榎園 信正	医療法人和風会加世田病院	南さつま市加世田唐仁原1181番地	外科	平成26年 3月27日
佐藤 大亮	沖永良部徳洲会病院	大島郡知名町瀬利覚2208	外科	平成26年 3月27日

鹿児島県告示第401号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、川内加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成26年4月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第402号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成26年4月4日から同月18日まで与論町漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成26年4月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 発起人の住所及び氏名
大島郡与論町大字茶花1320番地1 林実一
大島郡与論町大字那間1848番地 池田力藏
大島郡与論町大字茶花2327番地2 山下登
- 2 加入区
与論加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
与論町漁業協同組合

鹿児島県告示第403号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、湧水町吉松土地改良区の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成26年4月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 就任した役員の氏名及び住所
理事 田畑 弘光 始良郡湧水町中津川200番地
理事 丸山 和弘 始良郡湧水町川西873番地
(任期 平成26年4月1日から平成28年3月31日まで)
- 2 退任した役員の氏名及び住所
理事 遠矢 重夫 始良郡湧水町中津川902番地3
理事 丸山 政敏 始良郡湧水町川西873番地

鹿児島県告示第404号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、沖永良部土地改良区の役員の就任について次のとおり届出があった。

平成26年4月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

就任した役員の氏名及び住所

理事 沖吉 四郎 大島郡和泊町大字国頭1149番地 6
理事 平山 良市 大島郡和泊町大字根折654番地 2
理事 平田 春夫 大島郡和泊町大字和960番地 4
理事 栄 勝司 大島郡和泊町大字内城397番地 2
理事 伊地知進一 大島郡和泊町大字喜美留361番地
理事 松井 末照 大島郡和泊町大字玉城1325番地
理事 皆村 博幸 大島郡和泊町大字皆川519番地 1
理事 山岡 和博 大島郡和泊町大字畦布916番地 1
理事 河田 兼彦 大島郡知名町大字上平川71番地
理事 栗尾 健一 大島郡知名町大字瀬利覚1632番地の 2
理事 平井 久元 大島郡知名町大字新城541番地の 2
理事 池 幸次郎 大島郡知名町大字屋者19番地
理事 山田 正巳 大島郡知名町大字田皆345番地
(任期 平成26年3月14日から第1回総代会まで)

鹿児島県告示第405号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、土地改良事業県営中山間地域総合整備清原地区の換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成26年4月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成26年4月7日から同年5月7日まで
- 3 縦覧場所
南さつま市役所農林整備課

鹿児島県告示第406号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、土地改良事業県営中山間地域総合整備阿久根北部地区の換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成26年4月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成26年4月7日から同年5月7日まで
- 3 縦覧場所
阿久根市役所農政課

鹿児島県告示第407号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大島支庁沖永良部事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年4月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 公共測量（確定測量）
- 2 作業の期間 平成26年2月26日から同年8月25日まで
- 3 作業の地域 和泊町国頭地内

鹿児島県告示第408号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大島支庁長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年4月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 公共測量（確定測量（土地改良事業の区画整理事業に伴う現地測量））
- 2 作業の期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
- 3 作業の地域 奄美市笠利町屋仁地内

鹿児島県告示第409号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、鹿児島市長から平成25年11月22日鹿児島県告示第1187号で告示した公共測量の実施は、平成26年2月14日終了した旨の通知があった。

平成26年4月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第410号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、霧島市長から平成26年1月28日鹿児島県告示第75号で告示した公共測量の実施は、平成26年3月6日終了した旨の通知があった。

平成26年4月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島地域振興局告示第8号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成26年4月4日

鹿児島地域振興局長 桑水流力郎

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
みどりホーム	日置市伊集院町猪鹿倉661番地4	社会福祉法人明和会	日置市伊集院町下神殿1420番地1	桑水流久子	平成26年4月1日	共同生活援助

鹿児島地域振興局告示第9号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成26年4月4日

鹿児島地域振興局長 桑水流力郎

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
なでしこホーム	日置市伊集院町	社会福祉法人明	日置市伊集院町	桑水流久子	平成26年	共同生活

下神殿1668番地 2	和会	下神殿1420番地 1	4月1日	援助
----------------	----	----------------	------	----

始良・伊佐地域振興局告示第12号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成26年 4 月 4 日

始良・伊佐地域振興局長 陶山修

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
社会福祉法人霧島市社会福祉協議会隼人居宅介護事業所	霧島市隼人町内山田一丁目6番74号	社会福祉法人霧島市社会福祉協議会	霧島市国分中央三丁目33番10号	松枝洋一郎	平成26年4月1日	同行援護

公 告

大規模小売店舗の新設に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設について届出があったので、関係書類を平成26年4月4日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び北薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成26年4月4日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成26年 4 月 4 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグストアモリ出水店
出水市中央町1481番 外6筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者
株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森信
福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森信
福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成26年11月25日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,433平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物北側 55台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物東側 26台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積

- 建物北側 60平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物敷地北西側 7立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
24時間営業
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
1箇所 建物敷地北側
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間
- 7 届出年月日
平成26年 3 月24日

人事委員会公告

鹿児島県職員採用試験公告
平成26年度鹿児島県職員採用試験を次のとおり実施する。
平成26年 4 月 4 日

鹿児島県人事委員会委員長 平田浩和

1 試験名、試験区分及び主な職務内容

試験名	試験区分	主な職務内容
上 級	総合行政	知事部局における事務
	警察事務	警察本部（警察署を含む。）における事務
	心 理	知事部局におけるそれぞれの専門的業務
	農 業	
	畜 産	
	農業土木	
	林 業	
	水 産	
	建 築	
	化 学 I	
化 学 II		
保 健 師		
民間企業等 職務経験者	行 政	知事部局における事務
中 級	一般事務	知事部局における事務
	教育事務	市町村立小・中学校等における事務
	土 木	知事部局における専門的業務
初 級	一般事務	知事部局又は教育委員会（県立学校等を含む。）における事務
	警察事務	警察本部（警察署を含む。）における事務
	土 木	知事部局における専門的業務

2 受験資格

(1) 次に該当する者

試験名	受 験 資 格
上 級	ア 昭和60年 4 月 2 日から平成 5 年 4 月 1 日までに生まれた者。ただし、 保健師は昭和60年 4 月 2 日から平成 6 年 4 月 1 日までに生まれた者 イ 平成 5 年 4 月 2 日以降に生まれた者で、学校教育法による大学（4 年 制以上のもの）を卒業した者若しくは平成27年 3 月末までに卒業見込み

	の者又はこれらと同等の資格があると人事委員会が認める者
民間企業等 職務経験者	次の2つの要件を満たす者 ア 昭和50年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた者 イ 民間企業等における職務経験を5年以上有する者（平成26年3月31日現在）
中 級	昭和62年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者
初 級	平成5年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者

(2) 次の試験区分にあつては、それぞれ当該右欄に掲げる免許又は資格を必要とする。

試験区分	免 許 又 は 資 格
化 学 II	食品衛生監視員の任用資格取得者又は平成27年3月31日までに取得見込みの者
保 健 師	保健師の免許取得者又は平成27年3月31日までに行われる国家試験により取得見込みの者

(3) 次のいずれかに該当する者は受験できない。

ア 日本の国籍を有しない者（保健師を除く。）

イ 成年被後見人又は被保佐人（民法の一部を改正する法律の規定により従前の例によることとされる準禁治産者を含む。）

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

エ 鹿児島県職員（教育事務の受験者にあつては、鹿児島県職員又は鹿児島県の県費負担教職員）として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

カ 民間企業等職務経験者職員採用試験にあつては、公務員である者

3 試験の方法、時期及び場所

(1) 第1次試験

試験名	試験日	試験地	試験種目	合格発表
上 級	平成26年6月 22日（日）	鹿 児 島 市	教養試験，専門試験（注1）， PR論文試験（注2）	平成26年7月 4日（金）
民間企業等 職務経験者			教養試験，経験論文試験	平成26年7月 16日（水）
中 級	平成26年9月 28日（日）		教養試験，専門試験（注3）	平成26年10月 3日（金）
初 級			教養試験，専門試験（注3）	

（注1）専門試験は、保健師は実施しない。

（注2）PR論文試験は、総合行政で実施。教養試験及び専門試験の成績が一定に達しない場合は、PR論文は採点の対象にならない。

（注3）専門試験は、土木で実施。

(2) 第2次試験

試験名	試験日	試験地	試験種目	合格発表
上 級	平成26年7月 下旬から8月 中旬	鹿 児 島 市	論文試験（注1），専門試験 （注2），面接試験，適性検査	平成26年8月 下旬
民間企業等 職務経験者	平成26年8月 下旬		面接試験，適性検査	平成26年9月 月上旬
中 級	平成26年10月 中旬から11月 月上旬		論文試験（注3），専門試験 （注4），面接試験，適性検査	平成26年11月 下旬
初 級			作文試験，面接試験，適性検査	

(注1) 論文試験は、総合行政、警察事務、保健師で実施。

(注2) 専門試験は、心理、農業、畜産、農業土木、林業、水産、建築、化学Ⅰ、化学Ⅱで実施。

(注3) 論文試験は、一般事務及び教育事務で実施。

(注4) 専門試験は、土木で実施。

4 受験申込手続等

(1) インターネットによる受験申込み

	上 級	民間企業等 職務経験者	中 級	初 級
申込受付期間	平成26年 5 月 7 日 (水) 午前 8 時 30 分から同月 21 日 (水) 午後 5 時 15 分までに鹿児島県電子申請共同運営システムのサーバーに到達したものとする。		平成26年 8 月 13 日 (水) 午前 8 時 30 分から同月 27 日 (水) 午後 5 時 15 分までに鹿児島県電子申請共同運営システムのサーバーに到達したものとする。	
受験申込方法	鹿児島県のホームページ (http://www.pref.kagoshima.jp/) において、必要な事項を入力し、申し込むこと。			

(2) 郵送又は持参による受験申込み

	上 級	民間企業等 職務経験者	中 級	初 級
受験申込書配布開始日	平成26年 4 月 16 日 (水)		平成26年 7 月 1 日 (火)	
申込受付期間	平成26年 5 月 7 日 (水) から同月 23 日 (金) まで		平成26年 8 月 13 日 (水) から同月 29 日 (金) まで	
受験申込書の請求先	鹿児島県人事委員会事務局、県の各地域振興局総務企画部、各支庁総務企画部及び県外事務所等。ただし、郵送での請求は、鹿児島県人事委員会事務局のみで受け付ける。			
受験申込方法	ア 受験申込書に必要事項を記入して提出すること。 イ 受験申込みは、一試験につき一試験区分に限る。 ウ 受験申込書の受理後における試験区分の変更は認めない。 エ 郵送の場合は、必ず簡易書留郵便にすること。			
受験申込先	鹿児島県人事委員会事務局総務課			

5 採用候補者名簿の作成方法

- (1) 最終合格者は、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。
- (2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間である。

6 給与

(1) 上級、中級及び初級試験

給与は、鹿児島県職員の給与に関する条例等に基づき支給される。

平成26年 4 月 1 日に適用されている現行条例によれば、行政職給料表では、基準となる給料月額下表のとおりとなり、職務経験等のある場合には、この額に一定の基準で加算されることがある。このほか、通勤手当、住居手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が、それぞれの手当支給条件に応じて支給される。

上 級	172,200円
中 級	152,800円
初 級	140,100円

(2) 民間企業等職務経験者職員採用試験

給与は、鹿児島県職員の給与に関する条例等に基づき支給される。

例えば、採用時の年齢が30歳で、大学卒業後民間企業等における職務経験が8年の場合、給料月額240,000円程度が支給される。このほか、通勤手当、住居手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が、それぞれの手当支給条件に応じて支給される。

7 その他

各試験の詳細については、別に試験案内を交付する。

8 問合せ先

鹿児島県人事委員会事務局

郵便番号 890-8577

鹿児島市鴨池新町10番1号 県庁（行政庁舎）12階

電話（直通）099-286-3893, 099-286-3894